―平和で静かな空を― 厚木原告団ニュース

2023 年 10 月 6 日 第 34 号 第五次厚木基地爆音訴訟団 〒242-0028 大和市桜森 3-5-3-1 F

a 046-200-5332 Fax046-261-5615

ホームページ http://bakuon.org/

11月1日 横浜地裁 結審 (最終口頭弁論) - 空母艦載機移駐後、初めての裁判 -

私たち第五次厚木基地爆音訴訟の結審(最終口頭弁論)が11月1日(水)と決まりました。結審とは裁判の当事者が主張や証拠の提出を全て終了することです。判決は少し先になりますが、公正な判決を勝ち取るためにも、結審の場は重要です。多くの原告の皆さまの参加をお願いします。

第五次厚不基地爆音訴訟は2017年8月の提訴から6年が過さました。この間、裁判の傍聴、陳述書の作成、爆音日誌の取り組みなど、原告の皆様には様々な活動にご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。結審当日は弁護団がまとめの陳述と、原告2名が被害の実態を陳述します。結審日にも傍聴席を満たすよう、積極的なご参加をお願いします。

一第4回原告団役員会-

公正な判決を求める署名活動を決定

原告団では結審をはじめ、今後の取組みについて話し合うため、9月10日、第4回役員会を行いました。役員会では、はじめに関守麻紀子弁護団副団長より五次訴訟の現状について報告がありました。

協議事項として、結審後の11月中旬から 「公正な判決を求める署名」を行うことを 決定しました。署名用紙を全原告の方に郵 送いたしますので、ご協力お願いします。

◆ 弁護団報告

この裁判は空母艦載機の岩国移転後、国がコンターの見直しを行い、その意味では全国で初めての裁判といえます。今の裁判の騒音レベルは防衛施設庁方式のW値75が基準となっているが、W値75では住民の権利は守られないということを訴える初めての裁判です。道路、鉄道などの騒音基準は、

米軍には日本の法令 は及ばないという第三



関守麻紀子弁護士

者行為論も、米軍にも日本国法令の適用はあるということを主張してきました。厚木できちんと事実を認識させて正当な判断をさせていくことが、いろいろな憲法問題解決の助けにもなると思うので、この横浜地裁はなんとしても裁判所に正当な判断をさせるため、最後まで頑張りましょう。

-私 た ち の 訴 訟 内 容-

第五次厚木基地爆音訴訟は2017年8月4日、原告6,063人(うち飛行差止め1,374人)が横浜地方裁判所に一次提訴し、2017年12月1日、1,952人(うち飛行差止め14人)が二次提訴を行いました。さらに2018年5月1日、864人(うち飛行差止め5人)が三次提訴を行い、総計8,879人(飛行差止め1,393人)となりました。

第1回口頭弁論は2018年5月21日に開かれました。以下、訴訟内容です。

(訴訟内容)

行政訴訟	(飛行差止請求)
1. 自衛隊機の運航差止め	防衛大臣は、厚木飛行場において、自衛隊機の使用する航
	空機について、次に掲げる運航をさせてはならない
	① 毎日午後8時から翌日午前8時までの間の運航
	② 訓練のための運航
	③ 年間の騒音が防衛施設庁方式による W値75を超えるこ
	ととなる当該自衛隊機の運航
2.米軍機の運行差止め	防衛大臣は、厚木飛行場において、アメリカ合衆国の軍用
	機について、次に掲げる運航のための使用をさせてはならな
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	① 毎日午後8時から翌日午前8時までの間の運航
	② 米軍の専用施設及び区域への出入りのため以外の運航
	③ 年間の騒音が防衛施設庁方式による W値 75 を超えるこ
	ととなる当該米軍機の運航
3. 権利の確認請求	原告らが被告に対し、W値75を超える航空機騒音を被るこ
	とのない権利を有することを確認する。
民事訴訟	(騒音到達差止め請求及び損害賠償請求)
1.騒音の差止め	① 被告は厚木飛行場の使用により、毎日午後8時から翌
	日午前8時まで、一切の騒音を原告らの居住地に到達さ
	せてはならない。
	② 被告は防衛施設庁方式による W 値 75 を超える航空機騒
	音を原告らの居住地に到達させてはならない。
2. 対米協議実施請求	被告は、1.の請求が実現されるまでの間、厚木飛行場の使
	用について、アメリカ合衆国との間で、その請求の内容の実
	現のための協議を行わなければならない。
3. 損害賠償請求	① 過去分(提訴前)の損害賠償:過去3年間について月
	額4万円+弁護士費用6千円=月額4万6千円
	② 将来分(提訴以降)の損害賠償:騒音の規制が実現さ
	れるまで月額4万6千円

結審を前に原告・支援団体が結集

8月26日16時から大和公園で、「第五次厚木基地爆音訴訟勝利!8.26神奈川集会」が参加者約250名(原告団は56名参加)を集めて開かれました。集会では第五次訴訟の進行状況や最近の安全保障問題などが提起され、その後相模大塚駅までデモ行進が行われました。

集会では、福田護弁護団長・神奈川平和 運動センター代表(厚木弁護団長)が、第五 次訴訟の結審が、11月1日に行われること、 航空機騒音についての新しい学説が発表さ れ、軍用機の騒音は民間機よりも2ランク うるさいという住民反応があることが明ら かになったので裁判ではこの学説を助けと して勝ち抜きたいと述べました。また、特 別報告としてリムピース編集部の星野潔さ んが、横浜 ノースドック の米陸軍揚陸 艇部隊配備問 題に触れ、沖 縄や南西諸島



に係る危険なこ 爆音訴訟勝利!のプラ カードを掲げる原告団 とであると述べ、

反対署名への協力に感謝を述べました。

厚木で整備のオスプレイ、帰投途中で緊急着陸

2022年2月9日に米海兵隊のオスプレイHW-22が1機、厚木基地に隣接しているされるでは、厚木基地に隣接に納入されるで、整備後今年9月15日に初の試験を行うわれ21日10時11分に厚木基地と思行が行われ21日10時11分に厚木をといると、普天間へ帰ったと、普及とはよると21日午後3時46分ごろ、奄美空港にアメレビをは、1世界では、1世界には、1世界では

オスプレイは機体構造に問題の多い航空機です。クラッチの構造にも問題があり、それはいまだに解決されていません。

今年8月27日にオーストラリアでオスプレイが訓練中に墜落し、3名が亡くなりました。



1年7か月の整備を終え、厚木を離陸するオスプレイ

陸し、16日にも大分空港でオスプレイ1機が緊急着陸しています。そのうえ定期整備したばかりのオスプレイの緊急着陸です。とても安心できる航空機とは思えません。しかしそんな不安をよそに9月25日、3機目の定期機体整備機が日本飛行機(株)に納入されました。

オスプレイは機体構造問題が解決されるまで全機種飛行停止すべきです。

最近でも9月14日に沖縄新石垣空港と鹿 ますます広がる厚木基地の外部訓練利用

インドネシア軍等が厚木基地から出国

8月24日に南関東防衛局から情報提供がありました。その内容は、「米・インドネシア軍等との実動訓練において、日本国内での訓練終了後、インドネシア共和国ジャワ島での訓練に参加する人員を輸送(出国)する際、厚木基地を使用する」というもので、米軍(約130名)、英軍(30名)は米空軍C-17(4機)で、陸上自衛隊(約160名)は米空軍C-130(2機)でインドネシアに出国する。」という情報提供でした。

出国する。」という情報提供でした。 この訓練は「スーパー・ガルーダ・シールド」と呼ばれるもので、米国とインドネシアが中心となり、その他の国が加わって 実弾射撃訓練を含む空挺降下及び降下に引き続く地上戦闘訓練を行うものです。

情報通り9月9日にこれらの軍隊が厚木基地からインドネシアに向けて出国しました。使われた航空機は米空軍のC-17Aが2機で、これは外国軍が使用。陸上自衛隊は

米空軍の C-130 で横田基地から出国と変更されました。C-17A は9月5日に3機が厚木基地に到着していました。厚木基地は米軍の利用拡大が進み、共同訓練や外来機の利用が増えていますが、これほどまでの外国軍が共同使用するとは今後どこまで軍事利用が拡大するか、大変危惧されることです。

輸送機 C-17A に乗り込む外国軍 調査研究センター提供



第22回口頭弁論(結審)の取り組み

日 時 2023年11月1日(水) 14時

集 合 横浜公園裁判所側入り口 12時50分

日程 13時 裁判所前集会

14時 開廷 原告2人と原告代理人の意見陳述

16時30分 報告集会 横浜情報文化センター・ホール

その他 傍聴者多数の場合は抽選となりますが、抽選に外れた方は報告会場で

第五次訴訟勝利! を目指し原告結集